

請求に当たっての注意事項

1. 本人確認資料について

窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポート等1点、もしくは健康保険証、年金手帳等2点以上の原本）の提示等が必要です。

2. 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

3. 代理人請求の場合、代理権限の確認について

窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限を証明する書類（委任状等）が必要です。

戸籍もしくは除籍に記載されている方の配偶者、直系親族以外の方が請求する場合も原則として代理権限確認書類が必要です。

4. 第三者請求の場合、請求理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由をくわしく記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

5. 第三者請求の場合、資料の提供について

請求書に記載された請求理由を確認させていただくために、必要な資料の提供を求めます。

6. 罰則について

偽り、その他不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。